

令和元年12月25日

保護者のみなさんへ

名護市立名護中学校
校長 平田 修
(公印省略)

年末・年始、冬季休業の過ごし方について

平素から本校学校教育の充実に御尽力いただき感謝申し上げます。

今年も、本校生徒の学業やスポーツ・文化面等におけるさまざまな活躍はめざましいものがありました。年が明けると3年生は高校受験、1, 2年生は進級に向けて準備をする期間になります。この冬季休業中は、年末・年始にあたり、決意を新たにす良い機会です。自らの将来に夢と希望を持って生活が送れるよう、1年間の反省を踏まえ、新しい年への希望と決意を持たせ、自分の生活や学習の計画を立てて、それを達成するための努力を継続するよう親子で話し合う機会にしてください。

さて、年末年始や冬季休業に向けて、下記のことにご注意し生徒に関わる事件・事故を未然に防止するため、生徒の安全確保にご尽力をお願いします。

記

1 外出時の安全管理と生活リズムの確立

- ①年末・年始は、夜間におよぶ外出の機会が多くなる。生徒の外出については、目的、同行者、帰宅時間等、保護者の同意を得て安全に過ごせるようにする。
- ②年末年始の交通安全に努める。(自転車の乗り方や整備についての再確認)

2 問題行動の未然防止に係る取組について

- ①年末・年始は、世間のせわしい雰囲気の中で、生徒もややもすると浮ついた気持ちで、夜間外出や無断外泊、飲酒、喫煙、薬物乱用、性の逸脱行為、スマートフォンやネットを介した問題行動や事件・事故に巻き込まれるおそれがあるので十分注意する。

【問題行動の例】

- 万引きやその見張り役、そして盗品の譲受について(窃盗罪)
- 自分のものでないもの(自転車等)を使用することについて(占有離脱物横領罪)
- LINE等による悪口やいじめ等のトラブルについて(名誉毀損罪・脅迫罪)

3 沖縄県青少年保護育成条例第9条についての確認 【裏面参照】

- ①家庭で話し合っ夜間外出時間及び沖縄県青少年保護育成条例第9条の夜間外出の制限等について徹底し、事故や非行を未然防止に努める。
- ②深夜に及ぶ集会や興行への参加は、沖縄県青少年保護育成条例第11条に違反するもので、慎むよう努める。